

(議案第2号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : ありがとうございます。説明は終わりました。これより発言を許します。ただいまの議案第2号につきまして、質問及び意見はございませんか。

委 員 : 資料2-6では区画道路が1号から10号まで図示されているが、一方通行による迂回の制限など、地区計画の制定によって道路規制が変更されることはないのか。

事 務 局 : これらの道路は既存の道路を地区施設と位置付けているものであるが、市が新たに道路を整備して形状を変更するとか、一方通行を対面通行にするなどの変更を伴うものではない。

議案第2号 (全員異議なしで、原案どおり可決)

以 上